

- ① 育児休業取得率は男性 7.5% 女性 83.0% 2019（令和元）年度
- ② 完全失業率は 2.8% 2020（令和2）年平均
- ③ 有効求人倍率は 1.18 倍 2020（令和2）年
- ④ 障害者の実雇用率は 民間 2.15% 国の機関 2.83% 都道府県の機関 2.73%  
2020（令和2）年6月1日現在
- ⑤ 法定雇用率達成企業割合は 48.6% 2020（令和2）年6月1日現在
- ⑥ 雇用保険は 失業等給付 育児休業給付 雇用安定事業 能力開発事業 を行っている
- ⑦ 被保護者就労支援事業は 就労に関する相談、面接指導、ハローワークへの同行などの就労支援や職場定着支援を行う。本人の同意を得て、アセスメントに基づき、自立活動確認書を作成して活用する。
- ⑧ 被保護者就労準備支援事業は、就労意欲が低い、生活習慣に課題があるなど、一般就労が困難な被保護者に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善の支援を行う。
- ⑨ 自立支援プログラム は 2005（平成17）年から生活保護制度における就労支援として導入された。就労自立支援だけでなく、日常生活自立支援、社会生活自立支援を含む自立支援の考え方が示された。
- ⑩ 生活困窮者自立支援法（2015（平成27）年4月施行）では、市および福祉事務所を設置する町村または都道府県の必須事業として生活困窮者自立相談支援事業を定めている。就労支援等の相談、情報提供や助言、就労訓練事業の利用のあっせん等を行う。
- ⑪ 生活困窮者就労訓練事業 は一般就労に向けて個々人の就労支援プログラムを作成し、就労支援担当者による支援つきの就労・訓練の機会を提供し、中・長期的な支援を行う。
- ⑫ 福祉的就労は一般企業への就労が困難な人に障害等に配慮して提供される就労の場である。障害者総合支援法 に基づく就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型）、就労

継続支援事業（B型）などがある。就労継続支援事業（A型）は原則、雇用契約を結ぶ。

- ⑬ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）は①障害者雇用率制度、②障害者雇用納付金制度、③職業リハビリテーションの推進を中心とする施策を講じる。障害者雇用促進法第34条において、事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならないと定めている。
- ⑭ 障害者雇用率制度 において、雇用主は法定雇用率以上の障害者を雇わなければいけない義務があることを定めた制度である。法定雇用率は、民間企業（43.5人以上規模の企業）：2.3% 国・地方公共団体（38.5人以上規模の機関）：2.6% 都道府県等の教育委員会（40人以上規模の機関）：2.5%。
- ⑮ ハローワーク（公共職業安定所）は、厚生労働省設置法に基づいて国が設置している。障害者の就労に関して、①職業相談・職業紹介、②雇用率達成指導、③職場定着・継続雇用の支援、④関係機関との連携を行う。
- ⑯ ハローワークは、毎年、各企業の障害者雇用状況を把握し、雇用率未達成企業に雇用率未達成指導を行う。雇用率未達成企業からの求人開拓、未達成企業への職業紹介や、雇用率が著しく低い企業には雇用計画の作成を命じる。  
ハローワークによる雇用率未達成企業を繰り返し受け取っても改善が見られない場合、障害者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が企業名を公表することができる。
- ⑰ 地域障害者職業センター は、都道府県に設置され、障害者に対して職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助、事業主に対する雇用管理に関する助言を行う。
- ⑱ 障害者就業・生活支援センター は障害者雇用促進法に基づいている。就業や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う。就業支援担当者と生活支援担当者が配置されている。
- ⑲ 福祉事務所における就労支援プログラムでは、労働力・意欲が一定程度ある被保護者に対し、就労支援員がハローワークへの同行や面接の受け方、履歴書の書き方の練習など、就労に向けた支援を実施する。
- ⑳ 公共職業訓練は、職業能力開発促進法に基づいて国および都道府県により行われる。離職者訓練、在職者訓練、学卒者訓練がある。障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業は一般企業やNPO法人などが実施可能であり、ハローワークがあっせんを行う。